

募集要領

1. 件名

令和7年度 えひめ・まつやま産業まつり 開催（企画、設営、運営等）業務委託

2. 概要及び目的

本事業は、松山市をはじめとする愛媛県内の市町、商工団体、農林水産団体等の連携のもと、地域特産品の展示・即売、伝統工芸品の製造実演などによって、ふるさとの情報を広く発信するものである。また、愛媛県内の各種産業や伝統文化に対する県民・市民の理解と親しみを深め、「愛顔(えがお)あふれる愛媛づくり」と松山市の産物・産品を知っていただき、県都松山市に人を招く機会をつくる「地産知招(ちさんちしょう)」の取り組みを城山公園において実施し、活力ある産業の発展につなげていくことを目的とし、民間の優れた創造力・技術力・経験及び実績やコスト意識等を活用し、複数の業者から企画提案を求めるものである。

3. 業務内容

（別紙1）仕様書のとおり

4. 履行期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

5. 履行場所

松山市城山公園（やすらぎ広場、ふれあい広場）

6. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

7. 提案限度価格

35,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、提案限度価格を超える提案については無効とする。

8. 参加資格要件

本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること。

- ①法人格を有している者であること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。

- ④国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- ⑤当該委託業務に類似する業務を1年以上営んでいること。
- ⑥暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
- ⑦愛媛県若しくは松山市の入札参加資格停止又は入札参加制限の措置を受けている者でないこと。

9. 募集要領等の配布

(1) 期間

令和7年5月15日（木曜日）から令和7年5月29日（木曜日）まで

(2) 場所

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 本館8階
松山市役所 産業経済部 ふるさと納税・経営支援課

(3) 方法

松山市ホームページよりダウンロードするか、配布場所で直接受け取ること。

ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

*配布時間は9時～17時（土日、祝日を除く。）

10. 評価基準

（別紙2）評価基準書のとおり

11. 選考方法

- ①委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- ②委託事業者は、選考委員会の評価に基づき、えひめ・まつやま産業まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）委員長が決定する。
- ③選考は、原則、評価基準書に基づき提案書等、プレゼンテーション・ヒアリング等の審査により行うこととする。ただし、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行うことが困難である事態が生じたときは、オンラインでのプレゼンテーション又は書面審査に変更する場合がある。
- ④選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- ⑤評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。

⑥選考結果は、参加者すべてに通知する。

⑦参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

12. 選考委員会の構成

選考委員会は実行委員会の委員7名で構成する。

13. 募集要領に関する質問・回答・公表

(1) 受付期間

令和7年5月15日（木曜日）から令和7年5月29日（木曜日）17時まで

(2) 受付方法

質問書に質問事項を記載し、電子メールで提出すること。電話、来庁、FAX、口頭等での質問は受け付けない。

また、電子メールの表題を「産業まつり質問書（会社名）」とし、電子メールを送信した後に、ふるさと納税・経営支援課担当者まで送信した旨の電話連絡をすること。

なお、質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。

メールアドレス：keiei@city.matsuyama.ehime.jp

(3) 回答及び公表

質問者に令和7年5月30日（金曜日）までに電子メールで回答するとともに、松山市ホームページで公表する。

ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

14. 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和7年5月30日（金曜日）17時【必着】

(2) 提出書類

「16. 提出書類1～5」の書類を提出すること

(3) 提出場所

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 本館8階

松山市役所 産業経済部 ふるさと納税・経営支援課

担当：小笠原、内山、近藤、松下

(4) 提出方法

持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）

*持参の場合は9時～17時（土日、祝日を除く。）

*郵送の場合は提出期限当日の消印まで有効とする。

15. 提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年6月6日（金曜日）17時【必着】

(2) 提出書類

「16. 提出書類6～11」の書類を提出すること。

(3) 提出部数

各15部（正本1部・副本14部）

(4) 提出場所

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 本館8階

松山市役所 産業経済部 ふるさと納税・経営支援課

担当：小笠原、内山、近藤、松下

(5) 提出方法

持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）

*持参の場合は9時～17時（土日、祝日を除く。）

*郵送の場合においても期限内必着とする。

16. 提出書類

次の書類を提出すること。ただし、公告日時点で愛媛県又は松山市の競争入札参加者資格を有している者は、番号2～5、及び9、10の書類を不要とする。

番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加表明書〔様式1〕	印鑑は実印を押印すること（法務局が証明する代表者の印鑑）。 ただし、公告日時点で愛媛県又は松山市の競争入札参加者資格を有している者は、愛媛県又は松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること
2	印鑑証明書〔原本〕	参加表明書を提出するために押印した実印の証明書（発行後3か月を超えないもの。）。
3	履歴事項全部証明書〔原本〕	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書（発行後3か月を超えないもの。）。
4	完納証明書〔原本〕 又は 納税証明書〔原本〕	次の証明書を添付すること（発行後3か月を超えないもの。）。 ①松山市で課税がある場合（松山市に本店、支店、営業所、出張所等がある場合など）。 ・松山市（納付推進課）が発行する完納証明書。 ②上記以外の場合 ・本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書。 ただし、本店所在地が東京23区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書。 <u>※松山市が発行する完納証明書についての詳細は、納付推進課ホームページを参考にすること。</u>

(5) 留意事項

プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。この場合、パソコンは参加者が用意し、プロジェクター、スクリーン、コード類等は実行委員会事務局が用意するものとする。

プレゼンテーションは個別に行い、非公開とする。

18. スケジュール

(1) 実施手続きの開始・公表

令和7年5月15日(木曜日)

(2) 募集要領等に関する質問の受付

令和7年5月15日(木曜日)～令和7年5月29日(木曜日)

(3) 募集要領等に関する質問の回答・公表

令和7年5月30日(金曜日)

(4) 参加表明書の提出締切り

令和7年5月30日(金曜日)

(5) 応募業者数等の公表

令和7年6月2日(月曜日)

(6) 提案書等の提出締切り

令和7年6月6日(金曜日)

(7) プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

令和7年6月12日(木曜日)【予定】

(8) 特定・非特定結果の通知・公表

令和7年6月中旬【予定】

(9) 契約締結・公表

令和7年6月下旬【予定】

19. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

①提出書類に虚偽の記載があった場合

②募集要領に違反した場合

③公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合

④提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合

⑤正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリング審査に応じなかった場合

⑥公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

⑦最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合

⑧コンソーシアム若しくは複数の業者による連合体で書類を提出した場合

20. 無効事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は無効とする。

- ①提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ②「7. 提案限度価格」を超えた見積額を提示した場合

21. 留意事項

- ①本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- ②提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものについてはこの限りではない。
- ③提出された書類等は返却しない。
- ④採用された提案書等の著作権は実行委員会に帰属する。
- ⑤提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- ⑥提出された提案書等は、愛媛県及び松山市が定める情報公開条例に基づき、公開することがある。
- ⑦本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- ⑧提出書類の記入において公告日時点で愛媛県又は松山市の競争入札参加者資格を有している者は、愛媛県又は松山市に届け出ている使用印鑑を押印し、委任登録をしている場合は、受任者情報を記入すること。
- ⑨本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。
- ⑩特定結果の公表の際は、被特定者以外の参加者と評価結果が結びつかないよう配慮する。ただし、参加者数が2者のみの場合はこの限りではない。

22. 事務局

えひめ・まつやま産業まつり実行委員会事務局

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 本館8階

松山市役所 産業経済部 ふるさと納税・経営支援課

担当：小笠原、内山、近藤、松下

TEL：089-948-6265

FAX：089-934-1844

メールアドレス：keiei@city.matsuyama.ehime.jp